

ダム管理技士資格制度について

○ダム管理技士資格制度

本制度におけるダム管理技士とは、ダム管理技士試験(河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の2第1号の国土交通大臣の登録を受けた試験)(以下「登録試験」という。)に合格し、当センターに所定の申請を行い、登録及び登録の更新を行った方をいいます。

ただし、ダム管理技士の登録及び登録更新は任意ですので、登録等の有無に関わらずダム管理技士試験合格の効果に変わりはありません。

登録試験に合格し、当センター理事長から合格証明書を交付された方が、ダム管理技士登録簿に登録されることにより、理事長からダム管理技士として認定され、「ダム管理技士(Certified Engineer for Dam Operation and Maintenance[CEDOM])」の称号が付与されます。この登録を行う方は、登録試験に合格した日から5年以内に所定のダム管理技士登録申請書を理事長に提出し、登録を受けていただきます。

なお、登録した方が勤務先や住所等ダム管理技士登録簿への記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく当センター試験事務局に、FAX 又はメールでその旨をお知らせ下さい。

理事長は、ダム管理技士と認定した方に対し、ダム管理技士認定証(以下「認定証」という。)及びダム管理技士登録証明書(以下「証明書」という。)を交付します。

登録の有効期間は、登録試験に合格した翌年度から5年間です。

登録の有効期間は、申請により更新されます。

登録の更新を行う方は、所定のダム管理技士登録更新申請書を理事長に提出し、センターが実施する登録更新講習会(以下「講習会」という。)を受講していただきます。ただし、災害の発生等やむを得ない事情がある場合には、1年に限り講習会の受講を猶予されますが、猶予された期間については登録の更新の有効期間内とみなされます。

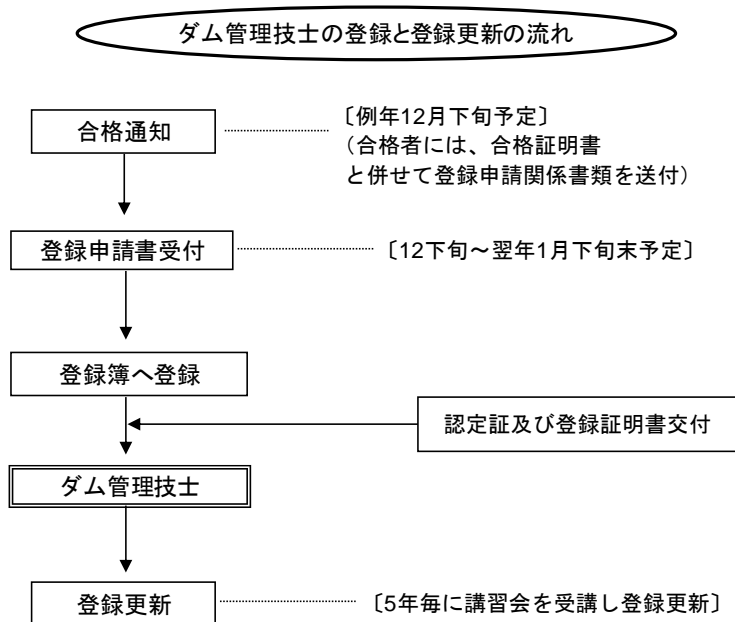
登録の更新の有効期間は、更新した翌年度から5年とします。

ダム管理技士の登録は、次の各号のいずれかに該当する場合には抹消されます。

- 一 講習会の受講を猶予されず、有効期間が過ぎたとき
- 二 講習会の受講を猶予された期間内に講習会を受講しなかったとき
- 三 満70才に達した最初の3月31日を過ぎたとき
- 四 本人が死亡したとき
- 五 本人から登録抹消の申請があったとき
- 六 「成年被後見人又は被保佐人」、或いは「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者」に該当する事実が判明したとき
- 七 登録及び登録の更新に必要な書類等に虚偽があったことが判明したとき
- 八 認定証及び証明書の改ざん、その他の不正使用をしたことが判明したとき
- 九 その他、資格の信用を著しく失墜する行為等があったことが判明したとき

登録を抹消された方の認定証及び証明書は、失効します。

○ダム管理技士の登録と登録更新の流れ



当センターでは、毎年新たに登録された方を追加更新(名簿掲載を承諾した方)したダム管理技士名簿を作成し、ダム管理関係者等に送付してダム管理技士の活用を図っています。

○ダム管理技士試験合格者と登録者数の推移

年度別合格者数と登録者総数の推移

